

平成25年3月16日

株主各位

株式会社梅の花

代表取締役社長 梅野 重俊

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成24年11月14日開催の当社取締役会において、平成25年4月1日(月曜日)をもって、当社普通株式1株を100株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成25年3月31日(日曜日)と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせならびにご注意

1. 株式分割の実施と同時に、平成25年4月1日(月曜日)をもって、100株を1単位とする単元株制度を採用いたします。これにより、平成25年3月27日(水曜日)付をもって、東京証券取引所における売買単位は1株から100株に変更となります。
2. 株式分割および単元株制度の採用後のご所有株式に関するご案内は、平成25年5月中旬にお届出のご住所にお送りいたします。
3. 平成25年4月1日(月曜日)付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
4. (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。

(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711(通話料無料)